

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

佐賀国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

20歳になった時、A市役所で国民年金に加入して、国民年金保険料は市役所の窓口で納付した。48年9月にB町(現在は、C市)に転入してからは、地区の納付組織に納付していた。

国民年金保険料納付記録の通知を見ると未納期間があったので、C市役所で調査してもらったところ、昭和49年4月から55年3月までの期間が納付済みと証明され記録が訂正された。

申立期間の国民年金保険料も納付していたことを覚えているのに、オンライン記録では未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が20歳になった昭和42年*月に払い出されていることが推認でき、申立人は申立期間以外の期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録は、昭和47年4月から48年3月までの期間については、オンライン記録と特殊台帳及びB町の記録において異なった納付記録がみられるとともに、49年4月から55年3月までの期間及び57年4月から59年3月までの期間については、オンライン記録が納付済期間に記録訂正されていることが確認できることから、社会保険事務所(当時)において、申立人に係る国民年金の納付記録が適正に管理されていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間①については、申立人は、申立期間①前後の期間は国民年

金保険料を納付していること、申立期間②については、6か月と短期間である上、申立人と一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間②の国民年金保険料を納付していることが確認できることなどを踏まえると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 475

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年7月から62年4月まで
昭和59年7月に前の職場を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、納付書によりB金融機関で納付しているのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入年月日は、平成12年10月1日とされており、基礎年金番号により国民年金の加入手続が行われたことが確認できる上、申立人の基礎年金番号は、昭和62年5月の厚生年金保険加入時に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号であり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録では、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立期間に係る納付書は発行されず、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付ができなかったものと考えられる。

さらに、A市は、B金融機関において国民年金保険料の納付が可能となったのは、昭和61年4月以降と回答していることから、申立期間当初は、同市では現年度の国民年金保険料をB金融機関で納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年3月まで
昭和61年4月から平成2年3月まで、私は国民年金の第3号被保険者とされているが、当時居住していた地区では、納税組合による国民年金保険料の集金が行われており、毎月納税組合の役員を通じて付加保険料を含め保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付しており、申立期間の保険料を納付したことが記録されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の任意加入から第3号被保険者への切替えは、A町（現在は、B市）において、昭和61年4月1日付けの国民年金被保険者種別変更届書を同年3月31日に受付したことが確認できる上、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿により、申立期間は国民年金の第3号被保険者期間とされており、制度上、国民年金保険料の納付を要しないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。